

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 10 月 13 日号 (No.408)

I. 重要法令等の解説

1. 「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引」

II. 注目法令等の紹介

1. 「増値税法（草案二次審議稿）」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所
中国プラクティスグループ
<https://www.mhmjapan.com/>
本号編集責任者：小野寺 良文

I. 重要法令等の解説

1. 「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引」¹

国家市場監督管理総局 2023 年 9 月 5 日公布、同日施行

執筆担当：胡 勤芳、塩崎 耕平、鈴木 幹太

2023 年 9 月 5 日に国家市場監督管理総局が公表した「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引」は、6 章 35 条からなり、事業者集中審査制度、コンプライアンスのリスク及びその管理等について包括的に説明するガイドラインである。

本手引に法的拘束力はないが、①事例を通じて、持分比率が支配権を判断する際の唯一の基準ではない点、②取引を段階的に実施する場合の申告時期等の問題点について明確に指針を示している点、及び③事業者集中独占禁止コンプライアンス管理制度の構築・実施状況が行政処罰の減免の考慮要素となる可能性がある²ことを明らかにした点等は、注目に値し、実務上参考となる。

国家市場監督管理総局は、2023 年 6 月 19 日に「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引（意見募集稿³）」を公表していたところ、今般正式に「事業者集中独占禁止コンプライアンス手引」（以下「本手引」という。）を公布・施行した。本手引は、国務院独占禁止委員会が公表した「事業者独占禁止コンプライアンス指針」に関する事業者集中分野における具体的なガイドラインである。事業者は、本手引の内容を参考にすることで、その事業規模や経営形態等の事情に応じ、事業者集中に係る体制をより適切に構築することができるようになることが期待される。

(1) 事業者集中における「支配権」の判断基準

独禁法及び事業者集中審査規定によれば、合併や持分の取得等により他の事業者

¹ 原文「经营者集中反垄断合规指引」

² 意見募集稿段階では、事業者集中独占禁止コンプライアンス管理制度が行政処罰の減免の考慮要素となることを明確に記載していたところ、本手引では、減免の考慮要素となる可能性があるとするにとどまっている。

³ [本ニュースレターNo.401（2023 年 7 月 14 日発行）](#) をご参照。

中国最新法令〈速報〉

に対する支配権を取得する場合、又は他の事業者に決定的な影響を及ぼすことができる場合、事業者集中に該当すると定めているものの、「支配権」の判断基準が必ずしも明確でない部分もあり、判断に際して議論の余地が残っていた。

本手引 11 条（1）項で引用されている事例によれば、事業者が、対象会社の少数持分を取得したとしても、対象会社の年度事業計画、財務予算、高級管理職の任免等の経営管理事項を単独で否決する権利を持つ場合、対象会社に対して（共同の）支配権を取得し、事業者集中に該当する可能性が高いとされている。実務上、過去に、10%以下の持分しか取得していない取引が、対象会社の支配権を取得したと認定され、事業者集中申告を懈怠したとして処罰を受けた事例も存在する⁴。

（2）ガンジャンピングに関する留意点

本手引は、「事業者集中申告に関する指導意見」等の法令を踏まえて、事業者集中の申告時点を明確化している。特に、同一の経済的目的を持ち、事業者間で確定された段階的な取引において、各ステップが「相互に関連し、相互の条件になる」場合、全体として一つの事業者集中に該当する可能性があり、ガンジャンピングと判断されることを避けるために、第一段階の取引を実行する前に事業者集中申告を行う必要があるとされている（12 条）。

（3）行政処罰の減免要素

本手引は、事業者集中独占禁止コンプライアンス管理体制の構築・実施状況が当局による違法な事業者集中行為に対する行政処罰において考慮要素になる可能性があることを明記することで、同体制を構築・実施する新たなインセンティブを与えている（32 条）。したがって、企業が健全な社内コンプライアンス体制を構築し、適切に実施しているかどうかは、独占禁止法執行調査において処罰の軽減につながる考慮要素となり得る。

（4）法的拘束力

本手引の内容は、事業者集中コンプライアンスに関する一般的な指針を提供するものであり、法的強制力はないとされている（34 条）ものの、企業が事業者集中コンプライアンスをより適切に実施するための実用的なガイドラインとされている。

（全 35 条）

⁴ 例えば、Tencent Holdings Limited（以下「Tencent」という。）は、その子会社を通じて China Medonline Inc.（以下「Medonline」という。）の 10%の株式を取得し、かつ共同支配権を取得したことについて事業者集中申告を実施しなかったため、2021 年 11 月 13 日に国家市場監督管理総局から 50 万円の過料という行政処罰を受けた。

https://www.samr.gov.cn/zt/qhfldzf/art/2021/art_3984a6bf47594a93ab57d5d31099a57e.html

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「増値税法（草案二次審議稿）」⁵

全国人民代表大会常務委員会 2023年9月4日公布、意見募集期限 2023年10月3日

執筆担当：張 雪駿、森 規光

現行の「増値税暫行条例」及び「増値税暫行条例実施細則」等に代わる増値税の根拠法令として増値税法の制定手続きが進んでおり、2022年12月30日に一次審議稿⁶が公表されたが、今回、その二次審議稿⁷が公表された。一次審議稿と同様に二次審議稿の内容も、現行の規定内容を大きく変更するものではないが、一次審議稿からの主な変更・追加は以下のとおりである。

- ・簡易課税算定方法が適用される小規模納税者の基準について、これまでは税務総局が2018年に公布した「増値税小規模納税者の基準の統一に関する通知」において「年間の増値税課税売上高が500万円を超えないこと」と規定されていたが、二次審議稿では同じ基準が明確に規定された⁸。また、小規模納税者であっても会計計算が健全で、正確な税務資料を提供できる場合、主管税務機関において一般課税算定方法の適用を登記することができるとされている（8条1項、2項）。
- ・増値税の税額は、取引証憑において単独で明記しなければならないとされている（6条）。
- ・当期仕入税額が当期売上税額より超過する部分について、納税者は翌期に繰り越して控除するか、還付を申請するかを選択できることを明確にした（20条）。

（全 37 条）

III. その他の法令等一覧

2023年9月5日から2023年9月25日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「社債の発行及び取引管理規則（意見募集稿）」

（原文：中国证监会关于就《公司债券发行与交易管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知）

（中国证监会、2023年9月8日公布、意見募集期限 2023年10月8日）

2. 「情報安全技術 ネットワーク安全保険適用ガイドライン（意見募集稿）」

（原文：关于国家标准《信息安全技术 网络安全保险应用指南》征求意见稿征求意见的通知）

⁵ 原文「増値税法（草案二次審議稿）」

⁶ 一次審議稿については、[本ニュースレターNo.392（2023年2月3日発行）](#)をご参照。

⁷ 本意見募集稿は、意見募集を踏まえて内容が修正される可能性があり、正式に施行されるまでは効力を有しないことに留意されたい。

⁸ 國務院は当該基準を調整して、全国人民代表大会常務委員会に届出することができる（8条3項）。

中国最新法令 < 速報 >

(全国人民代表大会常務委員会、2023年9月13日公布、意見募集期限 2023年11月12日)

3. 「商業フランチャイズ届出管理規則 (改正草案意見募集稿)」
(原文: 关于征求《商业特许经营备案管理办法》(修订草案征求意见稿) 意见的通知)
(商務部条約法律司、2023年9月21日公布、意見募集期限 2023年10月20日)
4. 「医療機器ネットワーク販売品質管理規範 (意見募集稿)」
(原文: 国家药监局综合司公开征求《医疗器械网络销售质量管理规范(征求意见稿)》意见)
(国家藥品監督管理局總司、2023年9月15日、意見募集期限 2023年10月14日)

セミナー情報

- セミナー 『第5214回金融ファクシミリ新聞社セミナー「激変する中国労働事情と日本企業の対応策」』
開催日時 2023年10月17日(火) 13:30~16:30
講師 五十嵐 充
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『日系企業が押さえておくべき中国労働法(懲戒・解雇)の実務～中国における懲戒・解雇の基本的な法制度や事例紹介を含む実務を徹底的に解説～』
開催日時 2023年10月20日(金) 14:00~17:00
講師 五十嵐 充
主催 一般社団法人企業研究会

NEWS

➤ ニューヨークオフィス業務開始のお知らせ

森・濱田松本法律事務所は、2023年9月6日より、ニューヨークオフィス(正式名称: Mori Hamada & Matsumoto NY LLP)を開設し、業務を開始いたしました。

ニューヨークオフィスには、当事務所の経営トップの一人であり、海外に幅広いネットワークを有する松村 祐土 弁護士が代表パートナーに就任するとともに、クロスボーダー案件に関し高い専門性、経験および実績を有するパートナーの加賀美 有人 弁護士および鈴木 信彦 弁護士が常駐いたします。加賀美弁護士はクロスボーダーな競争法案件や不正調査・危機管理対応、鈴木弁護士はクロスボーダーM&A およびコーポレート業務にとりわけ精通しています。また、シニア・アソシエイトの須納瀬 史也 弁護士および川本 健 弁護士も常駐いたします。

中国最新法令 < 速報 >

当事務所は長年、米州とアジアにまたがる取引や紛争案件について、各地の法律事務所と緊密に連携しながら助言を行ってまいりました。米州・米国は、クライアントの皆様にとって重要な市場であり続けると同時に、巨大なリーガル市場を抱え、法的リスクもひと際大きい市場の一つといえます。とりわけニューヨークは、グローバル経済の中心地であるとともに、米州とアジアを結ぶ重要な拠点であることから、当事務所のニューヨークオフィスを通じて、現地法律事務所やクライアントの皆様との連携をより強固なものとし、双方の地域にまたがる多種多様な法務需要に応じることのできる体制を充実させてまいります。

ニューヨークオフィスは、当面、仮オフィスにて業務を行い、2023 年末を目途に、本オフィスに移転する予定です。本オフィス移転時には改めてご案内させていただきます。

令和 5 年 9 月 7 日

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕真、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈陽、李昕陽

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 6 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com